

廃棄物処理施設における住民同意制の実施状況

1 導入の背景、理由及び時期

産業廃棄物処理施設、産業廃棄物処理業者に対する不信感は根強く、事業を行う上で地域住民との信頼関係の確立が必要であることから、平成2年4月から処理設置を設置しようとする者に対し住民同意を求めている。

2 根拠規定

要綱（名称：岐阜県産業廃棄物の適正処理等に関する指導要綱）

3 対象となる施設

最終処分場

産業廃棄物処理業者の設置する処分施設（再生活用施設を除く）

4 対象となる住民の範囲

(1) 遮断型最終処分場の設置

- ・隣接地（敷地境界から10m以内の土地。以下同じ）の所有者及び使用権限者
- ・関係市町村長から同意を得るよう求められた関係自治会
- ・計画地の敷地境界から500m以内の世帯の世帯主及び事業場の代表者又は責任者

(2) (1) 以外の処分施設の設置

- ・隣接地の所有者及び使用権限者
- ・関係市町村長から同意を得るよう求められた関係自治会
- ・放流水がある場合には、放流地点から1000m以内（当該範囲において放流水が100倍に希釈される場合は、当該希釈されるまでの範囲）の河川及び水路の管理者（国及び地方公共団体の長が管理者である場合を除く）、水利権者及び漁業権者
- ・その他関係市町村長が特に必要と認めた者

5 同意取得方法

同意書の取得

6 必要性

同意書の取得は、設置者と地域住民との間の紛争の予防に一定の効果があると考えられるが、次のような問題点がある。

- (1) 法の許可要件ではないため脆弱な制度である。
- (2) 許可基準に照らして適法と思われる施設であっても、同意書が取得できないことにより計画を断念する事例がある。
- (3) 同意の範囲を許可権限のない市町村長に委ねていることに対し、県の責任を転嫁しているとの批判がある。
- (4) 合意形成過程が密室化し、一部の住民の意向だけで同意がなされる事例がある。
- (5) 本来重視すべき生活環境保全上の問題点を議論せず、自治会等への金銭的見返りに

7 今後のあり方

同意書取得を廃止し、産業廃棄物処理施設の設置に係る事前手続き等について定めた条例により事前手続きの適正化と透明性を確保し、事業者と関係住民との合意の形成を図っていく。

(1) 条例の名称

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例

(2) 施行

平成22年1月1日

(3) 現行制度と新制度の比較

別紙

8 その他

当県では、今般、産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化と透明性の確保を図ること等を目的に条例を制定したが、周辺住民等の意見を事業計画に反映させることができる制度を産業廃棄物処理施設の設置に係る法手続に位置付けることを検討していたきたい。

区域外の廃棄物の流入規制の実施状況

1 導入の背景・理由・時期

昭和の後期に民営の大規模な管理型最終処分場が稼働し、県外で発生した廃棄物が多く搬入される状況があった。当時、当県では、産業廃棄物処理は後々まで管理・監督ができる位置において処分（委託）すべきであり、管理・監督が困難な遠方からの搬入は自己処理責任を果たしていないとの考え方を有していた。また、県外の事業場に関する事業内容や排出された産業廃棄物の性状等について県として把握できないため、平成2年4月からそれらに関する資料を添付した事前協議制を導入した。この制度により、地方公共団体及び地方公営企業から排出される産業廃棄物については原則搬入を禁止するなどの流入抑制を行った。

しかし、廃棄物の不法投棄等の不適正処理事案が後を絶たず、廃棄物処理に対する県民の不信感を招く結果となり、そして、そのことが、必要な廃棄物処理施設の確保を困難にし、そのために廃棄物の不法投棄等の不適正処理を誘発するという悪循環を招いた。

そこで、平成11年3月に条例を制定し、廃棄物の発生の抑制や再利用の促進により廃棄物の減量化を進めるとともに、不法投棄等の不適正処理の撲滅と廃棄物処理施設の適正な確保に取り組むこととした。

この条例の施行により、流入抑制を目的とした事前協議を廃止し、県外から搬入される廃棄物による不適正処理の防止を目的とした事前届出制に移行した。

2 根拠規定

条例（名称：岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例）

3 対象となる廃棄物、者

全ての産業廃棄物、排出事業者

4 規制方法

産業廃棄物を排出する事業者に対して、県外から県内に産業廃棄物を持ち込んで処理する（委託処理を含む）際に、その性状・量・処分業者名等に関して事前に届出することを義務付け、県内において不適正処理が行われるおそれがあると認めるときは、当該搬入の変更又は廃止を勧告する。排出事業者が正当な理由なく勧告に従わないときは、事業所名、勧告内容等を公表する。

5 必要性

県外から流入する産業廃棄物について事前に把握し、不法投棄等不適正処理を防止するために必要である。

6 今後のあり方

変更する予定はない。

産業廃棄物処理施設設置時における手続の新旧比較

現行制度

「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」

「岐阜県産業廃棄物の適正処理等に関する指導要綱」

- ①事業者は事前協議書を県に提出
- ②県は、審査を行うとともに市町村に意見照会
- ③市町村は、意見とともに同意を求める自治会等の範囲を県に回答
- ④県は、事前協議に対する指示事項を事業者へ通知

⑤事業者は、自治会等に対し事業計画の説明を行う等により同意書を取得する。

- 【許可申請等に添付が必要な同意書(要綱)】
第10条第2項第2号(遮断型最終処分場以外の場合)
- イ 隣接地所有・使用権原者
 - ロ 関係市町村長から同意を得るように求められた関係自治会
 - ハ 放流水がある場合には、放流地点から千メートル以内(放流水が百倍に希釈される範囲)の河川及び水路の管理者、水利権者及び漁業権者
 - ニ その他関係市町村長が特に必要と認めたる者

【説明の実施等(条例)】
第22条 産業廃棄物処理施設設置者等は、関係住民に対し、説明会の開催等により、当該産業廃棄物を処理する施設の設置等に係る計画内容の周知を図らなければならない。

- 【県による判断の種類】
- 一 関係住民の合意が得られている → 終結
 - 二 事業者の対応が不十分 → 手続やり直し
 - 三 事業者の対応は十分だが関係住民の合意が得られていない。 → 終結

⑥事業者は、同意書を添付して許可申請書等

新制度

「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」

Step1 事業計画書・周知計画書提出

事業者は、事業計画・周知計画書を知事に提出
知事は審査するとともに、関係市町村に意見を聴き
審査結果を事業者へ通知(修正指示)

Step2 事業計画の周知

事業者は、周知計画に従って「広告」、計画書を「縦覧」し、関係住民に対する「説明会」を開催

Step3 合意の形成

生活環境保全上意見がある者が意見書を提出、事業者は見解書周知等(知事経由2回のやりとり)

Step4 手続の終結

【1回目の判断】

知事は、事業者と関係住民との合意形成状況を把握(必要に応じ市町村長等の意見を聴く。)し、判断(事業者の対応が不十分な場合は手続のやり直し指示)

■事業者・関係住民が知事の判断結果に異議がある場合は知事に「申立」

【2回目の判断】

「申立」があった場合、知事は、第三者委員会及び関係住民の意見を聴いて判断

■事業者・関係住民は「三」の判断が確定したときは、知事に意見調整の「申出」可能。「申出」により、知事は第三者委員会に意見調整を付す。委員会は意見調整を行い、知事に結果報告(合意・調整打切)

知事は終了の通知等

事業者は、許可申請等

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第二十号

岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例

目次

第一章	総則（第一条―第六条）
第二章	事業計画書（第七条―第十条）
第三章	事業計画の周知（第十一条―第十八条）
第四章	事業計画書に生活環境影響調査方法を添付した場合の特例（第十九条―第二十二条）
第五章	合意の形成（第二十三条―第二十五条）
第六章	手続の終結（第二十六条―第二十九条）
第七章	岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会（第三十条―第三十五条）
第八章	雑則（第三十六条―第四十二条）
附則	
第一章	総則

（目的）

第一条 この条例は、産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事業計画の周知の手続、これに対する関係住民等の意見を求めるための手続その他必要な事項を定めることにより、産業廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化と透明性の確保を図り、もって産業廃棄物処理施設等の設置等に係る合意の形成及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）をいう。
- 二 令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）をいう。
- 三 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）をいう。
- 四 適正処理条例 岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例（平成十一年岐阜県条例第十号）をいう。

- 五 産業廃棄物 法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。
- 六 産業廃棄物処理施設 法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。
- 七 小規模産業廃棄物処理施設 適正処理条例第二十一条第一項に規定する小規模産業廃棄物処理施設であつて、その設置又は使用に関し同項又は同条第二項の規定による届出を要するものをいう。
- 八 産業廃棄物処理施設等 前二号に掲げる施設をいう。
- 九 産業廃棄物処理施設等の設置等 次に掲げる行為をいう。
 - イ 産業廃棄物処理施設の設置であつて、当該設置に関し第五条第一項第二号に規定する手続を要するもの
 - ロ 産業廃棄物処理施設に係る変更であつて、当該変更に関し第五条第一項第三号に規定する手続を要するもの
 - ハ 小規模産業廃棄物処理施設の設置であつて、当該設置に関し第五条第一項第四号に規定する手続を要するもの
 - ニ 小規模産業廃棄物処理施設に係る変更であつて、当該変更に関し第五条第一項第四号に規定する手続を要するもの
 - ホ 自ら排出する産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設を設置している者が当該産業廃棄物処理施設を産業廃棄物の処分の業の用に供する行為であつて、当該産業廃棄物の処分の業の実施に関し第五条第一項第一号に規定する手続を要するもの
- 十 生活環境影響調査 法第十五条第三項（法第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査をいう。
- 十一 事業者 産業廃棄物処理施設等の設置等を行おうとする者をいう。
- 十二 環境影響評価実施事業者 産業廃棄物処理施設等の設置等（令第七条第三号、第五号、第八号又は第十一号の二から第十四号までに掲げる産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）であつて、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第四項に規定する対象事業又は岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号）第二条第二号に規定する対象事業（同号に規定する第二種対象事業を除く。）に該当するものを行う事業者をいう。
- 十三 周知地域 産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事業計画の周知を行う地域をいう。
- 十四 関係住民 産業廃棄物処理施設等の設置等を行おうとする土地から十メートル以内の土地について所有権又は賃借権その他の当該土地を使用する権利を有する者、周知地域内に居住する者その他生活環境の保全上利害関係を有する者として規則で定める者をいう。
- 十五 関係市町村 周知地域が所在する市町村をいう。
- 十六 関係市町村長 関係市町村の長をいう。
- 十七 合意の形成 産業廃棄物処理施設等の設置等に伴つて生ずる周辺地域の生活環境の保全に関する紛争を予防するための事業者と関係住民との相互理解をいう。

（県の責務）

第三条 県は、関係市町村と協力し、生活環境の保全に配慮した産業廃棄物処理施設等の設置等が行われるよう事業者の指導を行うとともに、合意の形成が図られるよう努めるものとする。

(事業者及び関係住民の責務)

第四条 事業者は、産業廃棄物処理施設等の設置等に当たっては、周辺地域の生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、関係住民に対し、事業計画について正確かつ誠実に情報を提供しなければならない。

2 事業者は、この条例に規定する手続の過程において、周辺地域の生活環境の保全のため適正な配慮を行う旨の見解を示したときは、誠実にこれを遵守しなければならない。

3 事業者及び関係住民は、相互の立場を尊重し、合意の形成に努めなければならない。
(条例手続の時期)

第五条 事業者は、次に掲げる手続を行おうとするときは、あらかじめこの条例に規定する手続を実施し、第二十九条の規定による通知を受けておかなければならない。

一 法第十四条第六項若しくは第十四条の二第一項又は第十四条の四第六項若しくは第十四条の五第一項の許可に係る申請(自ら排出する産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設を設置している事業者が当該産業廃棄物処理施設を使用して産業廃棄物の処分の業を行おうとするもの(許可の更新に係るものを除く。)に限る。)

二 法第十五条第一項の許可に係る申請

三 法第十五条の二の五第一項の許可に係る申請

四 適正処理条例第二十一条第一項、第二項又は第三項の規定による届出(規則で定めるものを除く。)

2 事業者が第二十九条の規定による通知を受けた日から一年を経過した日以後に前項各号に掲げる手続を行おうとするときは、事業者が当該通知を受けていないものとなして前項の規定を適用する。

(許可の制限等)

第六条 知事は、産業廃棄物処理施設等の設置等について、事業者が第二十九条の規定による通知を受ける前に前条第一項第二号又は第三号の申請を行った場合は、当該申請が法第十五条の二第一項第二号(法第十五条の二の五第二項において準用する場合を含む。)の規定に適合していないものとして、当該許可をしないことができる。

2 知事は、産業廃棄物処理施設等の設置等について、事業者が第二十九条の規定による通知を受ける前に前条第一項第一号の申請を行った場合は、法第十四条第十一項(法第十四条の二第二項において準用する場合を含む。)又は第十四条の四第十一項(法第十四条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定により、当該許可に係る行為を行う前に第二十九条の規定による通知を受けなければならない旨の条件を当該許可に付すことができる。

第二章 事業計画書

(事業計画書の提出)

第七条 事業者は、産業廃棄物処理施設等の設置等を行おうとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事業計画書を知事に提出しなければならない

ない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 産業廃棄物処理施設等の設置等の目的又は産業廃棄物処理施設等の設置等が必要とする理由

三 産業廃棄物処理施設等の設置等の場所

四 産業廃棄物処理施設等の種類

五 産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類

六 産業廃棄物処理施設等の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）

七 産業廃棄物処理施設等の位置、構造等の計画

八 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画

九 周辺地域の生活環境の保全のための措置

十 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 事業者は、事業計画に係る産業廃棄物処理施設等が法第十五条第一項又は第十五条の二の五第一項の許可に係る申請に関し生活環境影響調査の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査結果書」という。）を添付しなければならないものであるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を事業計画書に添付しなければならない。

一 事業計画に係る産業廃棄物処理施設等が令第七条第三号、第五号、第八号又は第十一号の二から第十四号までのいずれかに掲げる産業廃棄物処理施設である場合
生活環境影響調査を行う方法について規則で定める事項を記載した書類（以下「生活環境影響調査方法書」という。）

二 事業計画に係る産業廃棄物処理施設等が令第七条各号（第三号、第五号、第八号及び第十一号の二から第十四号までを除く。）のいずれかに掲げる産業廃棄物処理施設である場合 生活環境影響調査結果書
（事業計画書の修正指示等）

第八条 知事は、前条第一項の規定による事業計画書（事業者が同条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合（第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。）にあっては生活環境影響調査方法書を、前条第二項第二号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合にあっては生活環境影響調査結果書を含む。第十二条第二項（第十三条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第二項第一号、第二号及び第三号、第十九条第一項、第二十一条第一項並びに第二十三条第一項を除き、以下同じ。）の提出があつたときは、速やかに、その写しを関係市町村長に送付するとともに、関係法令の規定の適用の有無及び周辺地域の生活環境の保全上の見地から特に配慮すべき事項について、期限を定めて意見を聴くものとする。

2 知事は、前条第一項の規定による事業計画書の提出があつたときは、産業廃棄物処理施設等の設置等の場所及びその周辺の現況が事業計画書の内容と相違ないことを確認するものとする。

3 知事は、事業計画書を正確なものとするため必要があると認めるとき、又は事業計画が法第十五条の第二項第一号及び第十五条の二に規定する技術上の基準若しくは適正処理条例第二十一条第四項に規定する技術上の基準に適合しないと認めるときは、事業計画書の修正を指示することができる。

4 知事は、前項の規定により指示する事項がないとき、又は前項の規定により指示した事項について事業者が必要な修正を行ったと認めるときは、事業者にその旨を通知するものとする。

(事業計画の変更)

第九条 事業者は、事業計画書に記載された事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項の規定による事業計画書（事業者が同条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合（第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。）にあつては生活環境影響調査方法書を、前条第二項第二号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合）においては生活環境影響調査結果書を含む。第十二条第二項（第十三条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第二項第一号、第二号及び第三号、第十九条第一項、第二十一条第一項並びに第二十三条第一項を除き、以下同じ。）の提出」とあるのは「次条第一項の規定による届出」と、「その写し」とあるのは「当該届出に係る書類の写し」と、同条第二項中「前条第一項の規定による事業計画書の提出」とあるのは「次条第一項の規定による届出」と読み替えるものとする。

3 知事は、前項において準用する前条第四項の規定による通知をする場合（規則で定める場合を除く。）は、事業者が第十一条第一項の規定による周知計画書の提出の手續以降の手續を再度実施すべきことを併せて指示するものとする。

4 事業者は、前項の規定による指示があつたときは、第十一条第一項の規定による周知計画書の提出の手續以降の手續を実施しなければならない。この場合において、同項中「第七条第一項の規定による事業計画書の提出を行ったとき」とあるのは、「第九条第三項の規定による指示があつたとき」とする。

(事業計画の廃止)

第十条 事業者は、事業計画を廃止したときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、速やかに、関係市町村長に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、知事は、廃止に係る事業計画について第十四条第一項の規定による広告の手續が行われていないときは、前項の規定による周知をしないことができる。

第三章 事業計画の周知

(周知計画書の提出)

第十一条 事業者は、第七条第一項の規定による事業計画書の提出を行ったときは、規

則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した周知計画書を知事に提出しなればならない。

- 一 周知地域及び関係住民に関する事項
- 二 第十四条第一項の規定による広告に関する事項
- 三 第十五条第一項の縦覧に関する事項
- 四 第十六条第一項の説明会に関する事項
- 五 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

2 周知地域は、産業廃棄物処理施設等の設置等により生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域として規則で定める地域を基準として定めなければならない。

(周知計画書の修正指示等)

第十二条 知事は、前条第一項の規定による周知計画書の提出があったときは、速やかに、その写しを関係市町村長に送付するとともに、その内容について、期限を定めて意見を聴くものとする。

2 知事は、事業計画（事業者が第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合（第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。）にあつては生活環境影響調査を行う方法を、第七条第二項第二号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合にあつては生活環境影響調査の結果を含む。以下同じ。）の周知のため必要があると認めるときは、周知計画書の修正を指示することができる。

3 知事は、前項の規定により指示する事項がないとき、又は前項の規定により指示した事項について事業者が必要な修正を行ったと認めるときは、事業者にその旨を通知するものとする。

(周知計画の変更)

第十三条 事業者は、周知計画書に記載された事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による届出があつた場合（規則で定める場合を除く。）について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項の規定による周知計画書の提出」とあるのは「次条第一項の規定による届出」と、「その写し」とあるのは「当該届出に係る書類の写し」と、同条第二項中「事業計画（事業者が第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合（第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。）にあつては生活環境影響調査を行う方法を、第七条第二項第二号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合）にあつては生活環境影響調査の結果を含む。以下同じ。」とあるのは「事業計画」と読み替えるものとする。

(広告)

第十四条 事業者は、第八条第四項（事業計画書に記載された事項を変更した場合にあつては、第九条第二項において準用する第八条第四項）の規定による通知及び第十二条第三項（周知計画書に記載された事項を変更した場合にあつては、前条第二項にお

いて準用する第十二条第三項)の規定による通知があったときは、規則で定めるところにより、関係住民に対し次条第一項の縦覧及び第十六条第一項の説明会に関する事項を広告しなければならない。

2 前項の規定による広告は、次条第一項の縦覧を開始する日の十日前までに行わなければならない。

(縦覧)

第十五条 事業者は、規則で定めるところにより、事業計画書の写しを三十日以上の間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の場合において、次の各号に掲げる事業者は、当該各号に定める事項その他規則で定める事項を当該縦覧において表示しなければならない。

一 第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者(環境影響評価実施事業者を除く。) 生活環境影響調査を行う方法について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること。

二 第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者(環境影響評価実施事業者に限る。) 意見書の提出ができないこと。

三 第七条第二項第二号の規定により事業計画書に生活環境影響調査結果書を添付した事業者 事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること。

四 前三号に掲げる事業者以外の事業者 事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること。

(説明会の開催)

第十六条 事業者は、前条第一項の縦覧の期間内に関係住民に対し事業計画に関する説明会を開催しなければならない。

2 前項の説明会は、周知地域内において開催しなければならない。ただし、周知地域内に適当な場所がないときは、この限りでない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(説明会への立会い)

第十七条 知事及び関係市町村長は、前条第一項の説明会の開催の状況を把握するため必要があると認めるときは、当該説明会にその職員を立ち合わせることができる。

(実施状況の報告)

第十八条 事業者は、第十四条第一項の規定による広告、第十五条第一項の縦覧及び第十六条第一項の説明会が終了したときは、その日から十日以内に、規則で定めるところにより、知事にこれらの実施状況について報告しなければならない。

第四章 事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合の特例

(生活環境影響調査を行う方法についての意見書の提出)

第十九条 生活環境影響調査を行う方法について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者は、事業者(第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環

境影響調査方法書を添付した事業者（環境影響評価実施事業者を除く。）に限る。以下この条及び次条において同じ。）が第十五条第二項第一号の規定により生活環境影響調査を行う方法について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができることを表示して、同条第一項の縦覧を開始したときは、当該縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して十四日を経過する日までに、規則で定めるところにより、事業者に当該意見を記載した意見書を提出することができる。

2 前項の規定による意見書の提出は、知事を経由して行わなければならない。

3 知事は、前項の規定による意見書の送付があつたときは、これを取りまとめ、事業者に送付するとともに、その写しを関係市町村長に送付するものとする。

（生活環境影響調査を行う方法の検討）

第二十条 事業者は、前条第三項の規定による意見書の送付があつたときは、その日から三十日以内に、当該意見書の内容に配慮して生活環境影響調査を行う方法に検討を加えなければならない。

2 事業者は、前項の検討を終了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該検討の結果を関係住民に対し周知するとともに、知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その写しを関係市町村長に送付するものとする。

4 事業者は、第二項の規定による届出を行う前に生活環境影響調査を行つてはならない。

（生活環境影響調査結果書の提出等）

第二十一条 事業者（第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者に限る。）は、生活環境影響調査を行ったときは、速やかに、生活環境影響調査結果書を作成し、知事に提出しなければならない。

2 第八条第一項、第三項及び第四項の規定は、前項の規定による生活環境影響調査結果書の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項の規定による事業計画書（事業者が同条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合（第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。）にあつては生活環境影響調査方法書を、前条第二項第二号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合及び第二十一条第十五条第二項第一号、第二号及び第三号、第十九条第一項、第二十一条第一項並びに第二十三条第一項を除き、以下同じ。）の提出」とあるのは「第二十一条第一項の規定による生活環境影響調査結果書の提出」と、同条第三項中「事業計画書を正確なものとするため必要があると認めるとき、又は事業計画が法第十五条の二第一項第一号及び第十五条の二の二に規定する技術上の基準若しくは適正処理条例第二十一条第四項に規定する技術上の基準に適合しないと認めるとき」とあるのは「生活環境影響調査結果書を正確なものとするため必要があると認めるとき」と、「事業計画書の修正」とあるのは「生活環境影響調査結果書の修正」と読み替えるものとする。

(事業計画の再度の周知)

第二十二条 前章の規定は、前条第一項の規定による生活環境影響調査結果書の提出があった場合について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第七条第一項の規定による事業計画書の提出」とあるのは「第二十一条第一項の規定による生活環境影響調査結果書の提出」と、同項第二号中「第十四条第一項」とあるのは「第二十条において準用する第十四条第一項」と、同項第三号中「第十五条第一項」とあるのは「第二十二条において準用する第十五条第一項」と、同項第四号中「第十六条第一項」とあるのは「第二十二条において準用する第十六条第一項」と、第十二条第一項中「前条第一項」とあるのは「第二十二条において準用する前条第一項」と、同条第二項中「事業計画（事業者が第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合（第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。）にあつては生活環境影響調査を行う方法を、第七条第二項第二号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合にあつては生活環境影響調査の結果を含む。以下同じ。）」とあるのは「事業計画」と、第十三条第二項中「前条の規定」とあるのは「第二十二条において準用する前条の規定」と、「同条第二項中「事業計画（事業者が第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した場合（第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合を除く。）にあつては生活環境影響調査を行う方法を、第七条第二項第二号の規定により生活環境影響調査結果書を添付した場合及び第二十一条第一項の規定により生活環境影響調査結果書を提出した場合にあつては生活環境影響調査の結果を含む。以下同じ。）」とあるのは「事業計画」と読み替えるものとする」とあるのは「読み替えるものとする」と、第十四条第一項中「事業者は、第八条第四項」とあるのは「事業者は、第二十一条第二項において準用する第八条第四項」と、「第十二条第三項（周知計画書に記載された事項を変更した場合にあつては、前条第二項において準用する第十二条第三項）」とあるのは「第二十二条において準用する第十二条第三項第三項」と、第十五条第二項中「次の各号に掲げる事業者は、当該各号に定める事項」とあるのは「事業者は、事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができること」と、第十六条第一項及び第十七条中「前条第一項」とあるのは「第二十二条において準用する前条第一項」と、第十八条中「第十四条第一項」とあるのは「第二十二条において準用する第十四条第一項」と、「第十五条第一項」とあるのは「第二十二条において準用する第十五条第一項」と、「第十六条第一項」とあるのは「第二十二条において準用する第十六条第一項」と読み替えるものとする。

第五章 合意の形成

(意見書の提出)

第二十三条 事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者は、事業者が第十五条第二項第三号若しくは第四号又は第二十二条において準用する

第十五条第二項の規定により事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができることを表示して、第十五条第一項（第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者にあつては、第二十一条において準用する第十五条第一項）の縦覧を開始したときは、当該縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して十四日を経過する日までに、規則で定めるところにより、事業者に当該意見を記載した意見書を提出することができる。

2 前項の規定による意見書の提出は、知事を経由して行わなければならない。

3 知事は、前項の規定による意見書の送付があつたときは、これを取りまとめ、事業者に送付するとともに、その写しを関係市町村長に送付するものとする。

（見解書の提出等）

第二十四条 事業者は、前条第三項の規定による意見書の送付があつたときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該意見書に記載された意見及びこれに対する見解を記載した見解書を作成し、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による見解書の提出があつたときは、その写しを関係市町村長に送付するものとする。

3 事業者は、第一項の規定による見解書の提出をしたときは、速やかに、規則で定めるところにより、関係住民に対し見解の周知を行わなければならない。

（事業者の見解に対する意見書の提出等）

第二十五条 前二条の規定は、事業者が前条第三項の周知を開始した場合について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者は、事業者が第十五条第二項第三号若しくは第四号又は第二十二條において準用する第十五条第二項の規定により事業計画について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者が当該意見を記載した意見書を提出することができることを表示して、第十五条第一項（第七条第二項第一号の規定により事業計画書に生活環境影響調査方法書を添付した事業者にあつては、第二十二條において準用する第十五条第一項）の縦覧」とあるのは「次条第一項の見解について周辺地域の生活環境の保全上の見地から意見を有する者は、事業者が同条第三項の周知」と、「当該縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して十四日を経過する日まで」とあるのは「その日から二十日以内」と、前条第一項中「前条第三項」とあるのは「次条第一項において準用する前条第三項」と読み替えるものとする。

2 事業者は、前項において準用する前条第三項の周知を終了したときは、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。

第六章 手続の終結

（合意の形成の判断等）

第二十六条 知事は、第二十三条第二項（前条第一項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の送付がなかつたとき、又は前条第二項の規定による報告があつたときは、第十八条（第二十二條において準用する場合を含む。）の規定による報告、第二十三条第一項（前条第一項において準用する場合を含む。）に規定する意見書、第二十四条第一項（前条第一項において準用する場合を含む。）に規定する見解書、

次項の規定により提出を求めた資料又は意見書、第三十六条第二項に規定する書面の写しその他の資料に基づき、合意の形成について、次のいずれに該当するかについて判断し、その結果を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。

一 合意の形成が図られていると認めるとき。
 二 この条例に規定する手続に関する事業者の取組が不十分であり、合意の形成が図られていないと認めるとき。

三 この条例に規定する手続に関する事業者の取組は十分であるが、合意の形成が図られていないと認めるとき。

2 知事は、前項の規定による判断のため必要があるときは、事業者、関係住民又は関係市町村長に対し資料又は意見書の提出を求めることができる。

3 知事は、第一項の規定による判断をしようとする場合において、必要があると認めるときは、岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会の意見を聴くことができる。

4 知事は、第一項の場合において、事業者に同項第二号に該当する旨の通知をするときは、併せて、この条例に規定する手続のうち再度実施する必要があると認められるものうち最も早い段階の手続を指定するものとする。

5 事業者は、前項の規定による指定があったときは、当該指定に係る手続以降の手続を実施しなければならない。ただし、次条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申立てがあった場合は、この限りでない。

6 前項本文の場合において、次の表の第一欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

<p>第七条第一項の規定による事業計画書の提出の手続が指定された場合</p>	<p>第七条第一項</p>	<p>産業廃棄物処理施設等の設置等を行おうとするとき</p>	<p>第二十六条第四項の規定による指定があったとき</p>
<p>第十一条第一項の規定による周知計画書の提出の手続が指定された場合</p>	<p>第十一条第一項</p>	<p>第七条第一項の規定による事業計画書の提出を行ったとき</p>	<p>第二十六条第四項の規定による指定があったとき</p>
<p>第二十条第一項の規定による生活環境影響調査を行う方法の検討の手続が指定された場合</p>	<p>第二十条第一項</p>	<p>前条第三項の規定による意見書の送付があったとき</p>	<p>第二十六条第四項の規定による指定があったとき</p>
		<p>当該意見書</p>	<p>前条第一項に規定する意見書</p>

<p>第二十条第二項の規定による生活環境影響調査を行う方法の検討の結果の周知及び届出の手続が指定された場合</p>	<p>第二十条第二項</p>	<p>前項の検討を終了したとき</p>	<p>第二十六条第四項の規定による指定があったとき</p>
<p>第二十一条第一項の規定による生活環境影響調査結果書の作成及び提出の手続が指定された場合</p>	<p>第二十一条第一項</p>	<p>生活環境影響調査を行ったとき</p>	<p>第二十六条第四項の規定による指定があったとき</p>
<p>第二十二条において準用する第十一条第一項の規定による周知計画書の提出の手続が指定された場合</p>	<p>第二十二条において準用する第十一条第一項</p>	<p>第二十一条第一項の規定による生活環境影響調査結果書の提出を行ったとき</p>	<p>第二十六条第四項の規定による指定があったとき</p>
<p>第二十四条第一項の規定による見解書の作成及び提出の手続が指定された場合</p>	<p>第二十四条第一項</p>	<p>前条第三項の規定による見解書の送付があったとき</p>	<p>第二十六条第四項の規定による指定があったとき</p>
<p>第二十四条第三項の規定による見解の周知の手続が指定された場合</p>	<p>第二十四条第三項</p>	<p>第一項の規定による見解書の提出をしたとき</p>	<p>第二十六条第四項の規定による指定があったとき</p>
<p>前条第一項において準用する第二十四条第一項の規定による見解書の作成及び提出の手続が指定された場合</p>	<p>前条第一項において準用する第二十四条第一項</p>	<p>次条第一項において準用する前条第三項の規定による見解書の送付があったとき</p>	<p>第二十六条第四項の規定による指定があったとき</p>
<p>次条第一項において準用する前条第一項に規定する意見書</p>	<p>当該意見書</p>	<p>当該意見書</p>	<p>次条第一項において準用する前条第一項に規定する意見書</p>

前条第一項において準用する第二十四条第三項の規定による見解の周知の手続が指定された場合	前条第一項において準用する第二十四条第三項	第一項の規定による見解書の提出をしたとき	第二十六条第四項の規定による指定があったとき
---	-----------------------	----------------------	------------------------

(異議の申立て)

第二十七条 前条第一項(第三項において準用する場合を除く。)の規定による判断に不服がある事業者は、同条第一項の規定による通知のあった日から十四日以内に、規則で定めるところにより、知事に異議を申し立てることができる。

2 前項の規定は、関係住民について準用する。この場合において、同項中「事業者」とあるのは「関係住民」と、「通知のあった日から十四日以内」とあるのは「周知が開始された日から二十日以内」と読み替えるものとする。

3 前条の規定は、第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定による申立てがあつた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十三条第二項(前条第一項において準用する場合を含む。)」の規定による意見書の送付がなかつたとき、又は前条第二項の規定による報告があつたときとあるのは「次条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)」の規定による申立てがあつたとき」と、同条第二項中「判断のため必要があると認めるとき」とあるのは「判断をしようとするとき」と、「又は関係市町村長に対し資料又は意見書の提出を求めることができる」とあるのは「及び関係市町村長の意見を聴かなければならない」と、同条第三項中「判断をしようとする場合において、必要があると認めるとき」とあるのは「判断をしようとするとき」と、「意見を聴くことができる」とあるのは「意見を聴かなければならない」と、同条第五項中「実施しなければならない。ただし、次条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)」の規定による申立てがあつた場合は、この限りでない」とあるのは「実施しなければならない」と、同条第六項中「第二十六条第四項」とあるのは「第二十七条第三項において準用する第二十六条第四項」と読み替えるものとする。

4 知事は、前条第一項の規定による同項第三号に該当する旨の通知及び周知を行った場合において、第一項(第二項において準用する場合を含む。))の規定による申立てがなかつたときは、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。

(意見の調整)

第二十八条 事業者及び関係住民(第二十五条第一項において準用する第二十三条第一項の規定による意見書の提出を行った者に限る。以下この項において同じ。)は、前条第三項において準用する第二十六条第一項の規定による同項第三号に該当する旨の通知及び周知があつたとき、又は前条第四項の規定による通知及び周知があつたときは、知事が定める日から十四日以内に、規則で定めるところにより、意見の調整(事業者の見解及び関係住民の意見についての論点の整理、事業者及び関係住民による会議の開催その他適当と認められる方法により合意の形成を促すことをいう。以下同

- じ。)を知事に申し出ることができる。
- 2 前項の規定による申出は、意見の調整の目的となる事項を示して行わなければならない。
- 3 知事は、第一項の規定により意見の調整の申出の受付を開始する日を定めたときは、事業者及び関係住民（第二十五条第一項において準用する第二十三条第一項の規定による意見書の提出を行った者に限る。）に対しこれを通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。
- 4 知事は、第一項の規定による申出があったときは、その旨を事業者が意見の調整の相手方としようとする関係住民及び関係市町村長（当該申出をした者が関係住民である場合にあつては、事業者及び関係市町村長）に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。
- 5 知事は、第一項の規定による申出があつたときは、当該申出に係る意見の調整を岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会に付するものとする。
- 6 事業者と事業者が意見の調整の相手方としようとする関係住民との意見の調整の結果に関し生活環境の保全上の見地から意見を有する関係住民は、第四項の規定による周知が開始された日から七日以内に、規則で定めるところにより、当該意見の調整への参加を知事に申し出ることができる。
- 7 知事は、前項の規定による申出があつたときは、その旨を岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会に通知するものとする。
- 8 第六項の規定による申出をした関係住民は、意見の調整に参加し、意見を述べることができる。
- 9 岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会は、意見の調整の結果、合意の形成が図られたと認めるときは、その旨を知事に報告するものとする。
- 10 知事は、前項の規定による報告があつたときは、事業者、第一項の規定による申出をした関係住民、事業者が意見の調整の相手方とした関係住民、第六項の規定による申出をした関係住民及び関係市町村長に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。
- 11 岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会は、事業者又は関係住民が意見の調整に応じないとき、合意の形成の見込みがないと認めるときその他意見の調整を続けることが適当でないと認めるときは、意見の調整を打ち切ることができる。
- 12 第九項及び第十項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第九項中「意見の調整の結果、合意の形成が図られたと認めるとき」とあるのは、「第十一項の規定により意見の調整を打ち切ったとき」と読み替えるものとする。

（終了の通知等）

第二十九条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、規則で定めるところにより、関係住民に対し周知するものとする。

- 一 第二十六条第一項の規定による同項第一号に該当する旨の通知をした場合において、第二十七条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定による申立てがなかつたとき。

二 第二十六条第一項の規定による同項第三号に該当する旨の通知をした場合において、第二十七条第一項の規定による申立て及び前条第一項の規定による申出がなかったとき。

三 第二十七条第三項において準用する第二十六条第一項の規定による同項第一号に該当する旨の通知をしたとき。

四 第二十七条第三項において準用する第二十六条第一項の規定による同項第三号に該当する旨の通知をした場合において、前条第一項の規定による申出がなかったとき。

五 前条第九項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定による報告があつたとき。

第七章 岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会

（設置）

第三十条 次に掲げる事務を行わせるため、岐阜県産業廃棄物処理施設等意見調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

一 この条例により委員会の権限に属させられたこと。
二 前号に掲げるもののほか、この条例の施行に関する重要な事項について調査審議すること。

2 委員会は、産業廃棄物処理施設等の設置等に係る合意の形成に関する事項について、知事に意見を述べることができる。

（組織等）

第三十一条 委員会は、委員七人以内で組織する。

2 委員は、環境保全、行政手続又は産業廃棄物に関する法令に関し必要な知識又は経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（委員長等）

第三十二条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第三十三条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、事業者、関係住民その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第三十四条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第三十五条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

第八章 雑則

(環境保全協定の締結)

第三十六条 事業者は、産業廃棄物処理施設等の設置等に関し、関係住民又は関係市町村長から生活環境の保全上必要な事項を定めた協定（以下「環境保全協定」という。）の締結を求められたときは、これに応じるよう努めなければならない。

2 事業者は、環境保全協定を締結したときは、速やかに、当該協定に係る書面の写しを知事に提出しなければならない。

(進捗状況等の公表)

第三十七条 知事は、規則で定めるところにより、この条例に規定する手続の進捗状況等について公表するものとする。

(勧告及び公表)

第三十八条 知事は、事業者が正当な理由がなくこの条例に規定する手続の全部若しくは一部を行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行ったと認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、勧告を受けた者に弁明の機会を与えなければならない。

(指導及び助言)

第三十九条 知事は、必要があると認めるときは、この条例に規定する手続に関し、事業者又は関係住民に対し指導及び助言を行うことができる。

(協力依頼)

第四十条 知事は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、関係市町村長その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(適用除外)

第四十一条 この条例は、岐阜市の区域内において産業廃棄物処理施設等の設置等を行う事業者については、適用しない。

2 第六条及び第三章から第六章までの規定は、次に掲げる事業者（前項に規定する事業者を除く。）については、適用しない。この場合において、第五条第一項中「この条例」とあるのは、「この条例（第三章から第六章までを除く。）」と、「第二十九条の規定による通知」とあるのは「第八条第四項（事業計画書に記載された事項を変更した場合にあっては、第九条第二項において準用する第八条第四項）の規定による通知」と、同条第二項中「第二十九条の規定による通知」とあるのは「第八条第四項（事業

計画書に記載された事項を変更した場合にあっては、第九条第二項において準用する第八条第四項)の規定による通知」とする。

一 自ら排出する産業廃棄物を処理するためにその排出する場所において産業廃棄物処理施設等の設置等(令第七条第三号、第五号、第八号及び第十一号の二から第十四号までに掲げる産業廃棄物処理施設を除く産業廃棄物処理施設に係るものに限る。)を行う事業者

二 前号に掲げるもののほか、次のイからハまでに掲げる産業廃棄物処理施設又は小規模産業廃棄物処理施設に係る産業廃棄物処理施設等の設置等を行う事業者

イ 産業廃棄物処理施設(令第七条第三号、第五号、第八号及び第十一号の二から第十四号までに掲げるものを除く。)であつて規則で定めるもの

ロ 小規模産業廃棄物処理施設(産業廃棄物の焼却を行うものを除く。)であつて規則で定めるもの

ハ 移動式の産業廃棄物処理施設又は移動式の小規模産業廃棄物処理施設であつて規則で定めるもの

3 第四章から第六章までの規定は、自ら排出する産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設等の設置等(令第七条第三号、第五号、第八号及び第十一号の二から第十四号までに掲げる産業廃棄物処理施設を除く産業廃棄物処理施設に係るものに限る。)を行う事業者(前二項に規定する事業者を除く。)については、適用しない。この場合において、第五条第一項中「この条例」とあるのは「この条例(第四章から第六章までを除く。)」と、「第二十九条の規定による通知を受けて」とあるのは「第十八条の規定による報告を行つて」と、同条第二項中「第二十九条の規定による通知を受けた日」とあるのは「第十八条の規定による報告を行つた日」と、「当該通知を受けていない」とあるのは「当該報告を行つていない」と、第六条第一項中「第二十九条の規定による通知を受ける」とあるのは「第十八条の規定による報告を行う」とする。

(規則への委任)

第四十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に産業廃棄物処理施設等の設置等についてこの条例に規定する手続に相当する手続として規則で定めるものが開始されている場合において、事業者が当該規則で定めるものを実施するときは、この条例は、当該産業廃棄物処理施設等の設置等について適用しない。

(検討)

3 知事は、この条例の施行後三年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(適正処理条例の一部改正)

4 適正処理条例の一部を次のように改正する。

目次中「産業廃棄物処理施設設置者等の義務」を「小規模産業廃棄物処理施設の設置等の届出」に改める。

「第二節 産業廃棄物処理施設設置者等の義務」を「第二節 小規模産業廃棄物処理施設の設置等の届出」に改める。

第二十二条を削り、第二十一条の二を第二十二条とする。

第二十三条及び第二十四条を次のように改める。

第二十三条及び第二十四条 削除

第二十八条の二中「第二十一条の二」を「第二十二条」に改める。

第二十九条中「産業廃棄物処理施設設置者等」を「小規模産業廃棄物処理施設の設置者（第二十一条第一項、第二項又は第三項の規定による届出をしなければならない者をいう。）」に改める。

第三十一条第二号中「第二十一条の二」を「第二十二条」に改める。

（岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

5 岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一六十五の項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。